

2012年4月26日

経済産業大臣
枝野幸男 殿

日本鉱業協会
会長 山田 政雄

一般社団法人 日本鉄鋼連盟
会長 林田 英治

日本基幹産業労働組合連合会
中央執行委員長 神津 里季生

インドネシアの鉱物輸出禁止大臣令の件

経済産業省におかれましては、平素より資源の安定確保政策や資源外交にご尽力頂いていることに対し深く敬意を表するものであります。

さて、インドネシア政府は2009年に新鉱業法を制定し、石炭や銅、ニッケルなどの鉱物について5年以内のインドネシア国内での高付加価値化を義務づけました。これに対して、我が国政府からは新鉱業法により我が国の資源の安定供給が損なわれることのないようインドネシア政府に対し機会あるごとに懸念表明して頂いており、深く感謝申し上げる次第です。

然るに、インドネシアでは鉱物の高付加価値化に関するエネルギー鉱物資源大臣令が本年2月6日付で施行され、その第21条では「本大臣令施行後3ヵ月以内に鉱石の輸出は禁じられる」旨規定しているところであり、その発効期限である5月6日が迫っております。

インドネシアは主要な鉱物資源輸出国であり、大臣令に基づく輸出禁止が実施されれば、とりわけ原料鉱石の50%を同国に依存する我が国のフェロニッケル業界とその需要産業である鉄鋼業界をはじめ、広範な産業界及びそこで働く多くの雇用者に重大な影響を及ぼすものと強く懸念するものです。またこうした措置は、国際法（WTO、EPA）上も極めて問題のある措置であります。更に、こうした行き過ぎた資源ナショナリズムの動きが他国にも波及するようになれば、資源小国である我が国経済に更に大きな影響を与えることが予想されます。

つきましては、係る事情をご賢察の上、輸出禁止の規定の発動が我が国経済・産業及び雇用に影響を及ぼすことがないように、撤回等の具体的措置を講じるようインドネシア政府に働きかけて頂きたくお願い申し上げます。

以 上